

下水道総合浸水対策緊急事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、地下空間利用が高度に発達しており浸水のおそれのある地区、主要なターミナル駅の周辺地区に代表される都市機能が集積しており浸水実績がある地区、床上浸水被害が発生した地区等の浸水被害の軽減・最小化及び解消を目的として、再度災害防止の観点等から、ハード対策に加えて地域住民等による自助取組の促進策及び効果的に自助取組を導くためのソフト対策を組み合わせ浸水対策を実施する地方公共団体に対して、国が必要な助成を行う制度を定め、もって浸水に対する安全度を早急に高め、安心して都市活動ができるようにすることを目的とする。

第2 定義

この要綱において、「下水道総合浸水対策緊急事業」（以下「本事業」という。）とは、以下のいずれかに該当する地区の浸水被害の軽減・最小化及び解消を目的として、「下水道総合浸水対策緊急計画」に従い実施する事業をいう。

- (1) 地下空間利用が高度に発達しており、浸水のおそれのある地区
- (2) 県庁が所在する市等のターミナル駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、以下のいずれかに該当する地区
 - イ 過去10年間に3回以上の浸水実績があり、当該浸水の延べ浸水面積が1.5ha以上である地区
 - ロ 過去10年間に浸水面積が1ha以上の浸水実績がある地区
- (3) 床上浸水被害が発生し未解消となっている地区で、以下のいずれかに該当する地区
 - イ 過去10年間の延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が200戸以上で、床上浸水回数が2回以上発生した地区
 - ロ 高齢者・障害者等要援護者関連施設が存在する場合は、過去10年間の延べ床上浸水被害戸数が25戸以上で、当該施設が浸水し、未解消となっている地区

第3 事業主体

本事業の事業主体は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

第4 計画の策定

1. 本事業を実施しようとする地方公共団体は、第2の(1)から(5)に該当する地区において、「下水道総合浸水対策緊急計画」を策定して国土交通省都市・地域整備局下水道部長に協議し、同意を得るものとする。
2. 本事業を実施しようとする地方公共団体（政令指定都市を除く。）においては、1.の手続について都道府県を経由するものとする。
3. 「下水道総合浸水対策緊急計画」に定める主な事項は以下のとおりとする。
 - (1) 対象地区の概要及び選定理由
 - (2) 整備目標
 - (3) 事業内容及び年度計画

第5 国の補助

1. 補助対象範囲は、下水道事業の採択基準に合致するものに加え、「下水道総合浸水対策緊急計画」に位置付けられた以下の施設とする。
 - (1) 政令市にあっては、下水排除面積1ha以上の貯留・排水施設、一般市にあっては0.5ha以上、町村にあっては0.25ha以上、過疎にあっては0.1ha以上の貯留・排水施設
 - (2) (1)と同等の機能を有しかつ経済的な雨水浸透施設

(3) 経済的な既設管きよのネットワーク化施設

(4) 防水ゲート又は止水板(不特定多数が利用する地下空間に係るものであって、地方公共団体が当該地下空間の管理者に助成する場合に限る。)

2. 補助率は、1. の(1)から(3)までについては下水道法施行令第24条の2に規定する率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率)を、1. の(4)については、補助金の額が地方公共団体による助成額の2分の1となる率を適用する。この場合、1. の(1)から(3)までについては、これらの法令において、公共下水道の主要な補完施設又は都市下水路の一部として取り扱うものとする。ただし、1. (4)に係る補助金の額は総費用の3分の1を限度とする。

3. 第2の(3)に該当する地区については、床上浸水被害のあった当該年度から国の補助を行うことができるものとする。

附 則

1) この要綱の適用は、平成18年度予算に係る補助金からとし、第2に該当する地区については、平成18年度より3年間以内に計画期間5年以内の「下水道総合浸水対策緊急計画」を作成し、事業着手する地方公共団体に限るものとする。

2) 浸水被害緊急改善下水道事業実施要領(平成17年4月1日 国都下事発第591-2号)(以下「旧要領」という。)は廃止する。ただし、旧要領により実施されている事業については、この要綱に基づく本事業として継続実施されるものとする。